

特集 倒産、再生再編、承継をめぐる諸問題と司法書士実務



中小企業金融円滑化法「出口問題」の最新動向と専門家としての役割

事業承継 ADR・土業連携という選択肢

弁護士法人虎ノ門国際法律事務所 所長・弁護士 後藤孝典

1 はじめに

国会を通過し現実に施行される法律は数多いが、その中には首を傾げたくするような不思議な法律がたまにある。中小企業金融円滑化法（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律。以下、「金融円滑化法」という）は平成21年12月4日に施行されたが、同法施行当時、これは徳政令のようなものではないのか、だとすればこの法律は実現できる利益よりも、もっと大きな不幸をもたらすのではないのか、この法律が効力を失った時点で、返済期限の延長という金融支援を受けた企業はどうなるのだろうか、私が主催する研究会である一般社団法人日本企業再建研究会（詳細については後述する）の会員たちと疑問と不安を交わしたことを思い出す。その疑問と不安は不幸にも結果を言い当てていたようだ。その後、同法は2回の延長の末に、平成25年3月末によいよ期限切れになる。その結果、来年の春にかけて中小企業の倒産は多発するだろう。だが、「ただ多発する」という平板な表現では済まないほど大規模に発生するのではないのか。だとすれば、われわれ法律専門家はどのように対応したらよいのだろうか。

そこで、本稿は、金融円滑化法はどのような意味をもっていたのか、同法の実施状況はどうであったか、同法の期限切れに対して行政庁はどのような手を打とうとしているのかなどについて分析を加え、法律実務家であるわれわれとしては、今後どうすべきかなどを若干検討してみたい。

2 金融円滑化法

(1) 制定経緯と概要

この奇妙な、金融円滑化法が成立したのは、リーマン・ショック以降の世界的な大不況の中で、すでにデフレ経済に入り込んでいた日本経済が倒産地獄へ突き落とされた時期であり、債務者中小企業の債務不履行、倒産が日常茶飯に感じられる時点であった。この法律は金融機関に対し、債務者が債務弁済の負担の軽減を申し出たときは、貸付条件の変更、旧債の借換え、DES(債権の株式化)など負担の軽減に資する措置をとる努力義務を課すという驚くべき内容であった。当時、すでに金融機関は政府には金を貸すが、中小企業にはめったに金を貸さなくなっていた状況であったため、返済義務を負っている中小企業にとっては金融機関に土下座して泣いて頼もうにも負担軽減措置をとってくれることなど期待できるはずもなかった。この意味で、金融円滑化法は、事業資金を金融機関に依存する中小企業にとっては、涙の出るほどありがたい立法であった。

(2) 実体と実績

また、この金融機関に課せられた努力義務は、底に穴の開いたバケツのように「単なる努力する義務」ではなく、金融機関がとった債務負担軽減措置状況を記載した説明書を金融機関の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに金融庁に報告させ、金融庁は金融機関に対する金融検査と監督を通じてその実施状況を監視できるしくみが規定されてもいたから、かなり強力な負担軽減実現力をもっていた。他方、この法律が金融機関に

課す努力義務に対比し、債務者中小企業が負担軽減措置を得るための条件はといえば皆無であり、わずかに、「当該中小企業者の事業についての改善または再生の可能性」が求められるだろうという程度にすぎなかった。その意味で、この法律は逆に底抜けで、まさに、平成の徳政令であり、昭和恐慌以来のモラトリアム（大正12年9月1日発生の関東大震災で支払困難となった手形に対して日本が再割引に応ずることを定める震災手形割引損失補償令（大正12年勅令第424号）等で各1年の支払猶予を2回延長し、昭和2年まで猶予したが、不良債権は残り、昭和金融危機の要因となった）であったといえる。事実として、同法の施行以降、中小企業の倒産件数は減少に向かっていった。

金融円滑化法の実績も実に驚くべきものがあった。つい最近の平成24年7月19日、金融庁が「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」と題して、同法の2条に定義されている金融機関が、法律施行日である平成21年12月4日から平成24年3月31日までの間に行った貸付条件変更等の状況を平成24年5月15日までに報告した数値を確報値として公表している。正確を期すため、債務者が中小企業である場合の金融庁公表数値表をそのまま〔表〕として下記に引用する。

〔表〕 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について・抜粋（金融庁ホームページ）

	1 債務者が中小企業者である場合							
	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/(B+C)	実行率② (B)/(A)	
主要行等 (11) ※1	413,421 (214,119)	376,602 (198,300)	10,685 (5,367)	15,385 (6,538)	10,749 (3,832)	97.2%	91.1%	
地域銀行 (107) ※2	1,412,272 (397,897)	1,301,618 (371,414)	36,447 (9,337)	32,031 (8,947)	42,176 (8,197)	97.3%	92.2%	
その他の銀行 (29) ※3	26,945 (3,784)	21,793 (2,658)	2,539 (918)	943 (77)	1,670 (129)	89.6%	80.9%	
信用金庫 (272) ※4	1,060,822 (196,861)	986,292 (183,522)	24,768 (4,483)	20,711 (4,091)	29,051 (4,759)	97.6%	93.0%	

信用組合 (159) ※5	166,642 (33,571)	156,374 (31,391)	3,198 (797)	2,525 (604)	4,545 (776)	98.0%	93.8%
労働金庫 (14) ※6	4 (5)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信漁連 (67) ※7	7,100 (5,606)	6,838 (5,377)	77 (70)	63 (53)	122 (104)	98.9%	96.3%
農協・漁協 (862)	46,536 (5,472)	43,866 (4,754)	984 (272)	745 (171)	941 (271)	97.8%	94.3%
合計(1521)	3,133,742 (857,315)	2,893,387 (797,501)	78,698 (21,244)	72,403 (20,481)	89,254 (18,068)	97.4%	92.3%

※1 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
 ※2 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
 ※3 その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。
 ※4 信金中央金庫の計数を含む。
 ※5 全国信用協同組合連合会の計数を含む。
 ※6 労働金庫連合会の計数を含む。
 ※7 信農連、信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
 ※8 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示。
 ※9 左端欄中の括弧内は、平成24年3月末時点の金融機関数。
 ※10 件数は、貸付債権ベース。

この〔表〕を見てみると、都市銀行から農業協同組合・漁業協同組合までを含む全金融機関に対する申込件数313万3742件のうち、289万3387件について貸付条件の変更が実行されている。実行割合(B/A)は92.3%であり、驚くべき高い割合である。この割合をみるに、経営改善計画書の提出を要求しないままリスクスケジュール(リスク)に応じていた件数がかかなりあることはまず間違いないと考える。さらに驚嘆するのは、その金額である。実に、79兆7501億円と、約80兆円である。

前述のとおり、約313万件が申し込み、うち約290万件が貸付条件の変更措置を受けている。ただし、金額については貸付債権ベースであり、一つの企業が複数の銀行から複数の借入れをしていたはずであるから、「件」といっても企業数でははるかに少なくなるはずだ。たとえば、一企業が平均で7件の貸付条件の変更を受けていたと仮定すると、企業数では約41万社強になる。その際に、わが国の中小企業の総数は約420万件である(中小企業庁ホームページ「中小企業の数・事業所数(表1 産業別規模別事業所数・企業数(民営、非一次産業、2009年))」)から、貸付条件の変更措置を受けた企業数の比率はほぼ1割ということになる。

ここで検討しなければならない問題は、もし41